○近畿地方整備局告示第二百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十三日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　東部大阪都市計画道路事業三・五・二百十―四十三号枚方八尾線

三　事業施行期間　自平成二十五年十二月十三日至平成四十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大阪府枚方市伊加賀南町、枚方公園町、走谷一丁目、北中振一丁目、北中振二丁目及び南中振一丁目地内

使用の部分　大阪府枚方市南中振一丁目地内

○近畿地方整備局告示第二百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十三日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　東部大阪都市計画道路事業七・七・二百十―八号枚方元町伊加賀線

三　事業施行期間　自平成二十五年十二月十三日至平成四十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大阪府枚方市枚方元町及び伊加賀東町地内

使用の部分　大阪府枚方市伊加賀東町地内

○近畿地方整備局告示第二百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十三日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　東部大阪都市計画道路事業七・七・二百十―十三号北中振南中振線

三　事業施行期間　自平成二十五年十二月十三日至平成四十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大阪府枚方市北中振三丁目及び南中振二丁目地内

使用の部分　大阪府枚方市南中振二丁目地内

○近畿地方整備局告示第二百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十三日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　東部大阪都市計画道路事業七・七・二百十―十四号南中振線

三　事業施行期間　自平成二十五年十二月十三日至平成四十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大阪府枚方市南中振二丁目地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第二百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十三日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　東部大阪都市計画道路事業七・七・二百十―十二号走谷北中振線

三　事業施行期間　自平成二十五年十二月十三日至平成四十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大阪府枚方市走谷二丁目及び北中振三丁目地内

使用の部分　大阪府枚方市走谷二丁目地内

○近畿地方整備局告示第二百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十三日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　東部大阪都市計画道路事業七・七・二百十―十号三矢伊加賀線

三　事業施行期間　自平成二十五年十二月十三日至平成四十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大阪府枚方市三矢町、堤町、伊加賀東町及び伊加賀本町地内

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第百六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十三日

中国地方整備局長　栗田　悟

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
鳥取市千代水一丁目一二一番から同市気高町八束水字鶴木谷七五五番一まで	前	BA 八・五〇～一二四・〇〇（メートル）一七・三三二（キロメートル）	上記A、Bは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 一〇・八〇～二四五・〇〇一九・三六〇 八・五〇～一二四・〇〇一七・三三二 一〇・八〇～一七五・〇〇一九・三六〇	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月十三日から二週間中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十三日

中国地方整備局長　栗田　悟

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員延長
鳥取市本高字白木西分二八〇番二から同市嶋字四反田六七番一〇まで	九・一〇～一三二・八〇（メートル）一・八〇五（キロメートル）

(四)　指定する期日　平成二十五年十二月十四日